官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令（経済産業六九）　二
〔法規的告示〕
○国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（国税庁二三）　三
○広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示（経済産業一〇二）　四
○重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示（同一〇三）　四
〔その他告示〕
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、北海道の原子力発電施設等立地地域を指定した件（内閣府八七）　五
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、青森県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同八八）　五
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、宮城県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同八九）　五
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、富山県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九〇）　五
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、石川県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九一）　五
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、福井県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九二）　五
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、岐阜県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九三）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、静岡県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九四）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、滋賀県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九五）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、京都府の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九六）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、鳥取県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九七）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、島根県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九八）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、愛媛県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同九九）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、福岡県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同一〇〇）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、佐賀県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同一〇一）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、長崎県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同一〇二）　六
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、鹿児島県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（同一〇三）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇五一）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇五二、一〇五六）　七
○直轄砂防工事が終了した件（同一〇五三）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇五四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇五五、一〇五七）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二〇〇、二〇一）　八
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　出入国在留管理庁　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　九
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人島根県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委告示配七）　九

（以下次のページへ続く）